

第23回 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会		
開催日時	令和7年11月20日(木) 午前10時30分	
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之	
欠席議員		
事務局職員	議会事務局長 山田 恭恵 稻員 美佳	

(午前10時30分開会)

○古賀世章委員長 本日は、議長が公用で出張のために今日は欠席という届けが出ておりますので、連絡だけしておきます。

それではただいまから、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日の議事に入ります。

(1) 番でございますが、第三者委員会記録類の閲覧・複写についての申出、これへの回答についてということでございます。

まず、第三者委員会と称するところから、記録類の閲覧・複写についての申出が来ておりましたが、そちらへの回答につきまして、先日、馬奈木弁護士へ相談し、頂いた文書を読み上げます。それでは副委員長、よろしいですか。

○白根美穂副委員長 はい、読み上げさせていただきます。

令和7年11月7日付「記録の閲覧、複写の調査権限について」と題する文書について、次のとおり回答します。

1、貴委員会の見解として、結論として「本委員会は『法2カ条』にいう「付属機関」に該当せず、違法と評価できないことはもちろん、脱法とも言えないと考えます」と言われています。

2、さらに「理由」として種々の説明が行われています。しかし、その説明として、別紙に添付された文書によっても「行政法学説での『付属機関』の範囲に関する見解はいろいろなものがあり、定説を見ません」(2項)さらに裁判例についても「最高裁判所の判断は未だ示されていません。そうすると到底付属機関の意義等の解釈について確立した判例理論が形成されているということは出来ません」(3項)と述べられています。さらにこの添付文書の結論として、「議会が本委員会の設置を違法として協力を拒否することは、正当な対応ではないとわざるを得ません。」と述べています。

3、しかし、貴委員会のこの「結論」は、当議会の「令和7年10月17日付7大刀議第427号の見解」を正しく理解せず、誤った反論を行っていると考えられます。

すなわち、貴委員会は「議会が本委員会の設置を違法として協力を拒否すること」と断じていますが、当議会は「見解」において、「貴委員会の設置が違法」と結論した事実はありませんし、見解でも「違法」とは述べてはいません。そうではなく当議会の見解文書1項において、「日弁連指針において(3貢注3)、本来は地方自治法の規定による町の付属機関である第三者委員会を脱法的に設置しているとして、違法と評価される可能性があるとの指摘があることに留意すべきだと考えます。」さらに2項において「地方自治法で求められている法律、条例の根拠がないこ

とから、同規定に抵触するとの裁判例（報酬金の支払を違法と判断した、大阪高裁平成25年11月7日判決など）があることに留意しておくことが必要である（3頁注4）との指摘も極めて重要なとれます。」

次に、第3項において、「この問題について有識者による同様の指摘も存じています。すなわち新聞報道によれば（毎日新聞2025年9月26日）、神奈川大学幸田雅治教授は、本件について「要綱による設置は違法」と指摘しています。この幸田教授の指摘は日弁連指針に沿ったものであり、極めて重要な指摘であると考えます。その設置自体に脱法行為によるものではないか、という重大な疑問が論じられている現状です。」と記載しているとおりです。

そこで当議会としては、「そのような貴委員会の調査そのものについて、町議会として「任意に」積極的に応じて貴委員会の記録の閲覧、複写を同意することは、町長の議会を無視して貴委員会を設置した行為を認めることになるとも考えられます。それに加えて、そもそも当議会が貴委員会の請求に任意に応じる権限が当議会に存しているのか、という疑問も存しており現段階では問題が存している状況ですので、貴委員会の閲覧、複写の請求をお断りすることといたします。」と結論しているのです。

すなわち、一言で言えば裁判例も確定しておらず、学説上も定説がないと言われている現状において、当議会は「貴委員会の設置が適法か違法か」というその判断を行うことはできないという結論です。しかも有力な疑問が示されている現時点で、逆に貴委員会の請求に当議会が任意に積極的に応じることは貴委員会の設置を「適法」と積極的に認めたということになってしまいます。議会としてはその立場をとることもできませんので、貴委員会の請求に「応じる」という返事もできない、という回答を行ったのです。

4、以上のとおり、貴委員会が誤った誤解に基づいた反論ではなく、当議会の立場を正しく正確に御理解くださった上で、

御検討くださいますようお願いいたします。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。

(発言の声あり)

○古賀世章委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時45分休憩)

(午前10時52分再開)

○古賀世章委員長 それでは、議事を再開いたします。

先ほど説明があった内容につきまして、御理解いただけたというふうに思いますので、もし御意見等があればお願いをいたします。平山委員。

○平山賢治委員 馬奈木弁護士の書面にもありますように、以前、我々としては第三者委員会と称するものが合法とも違法とも判断できかねるということで、そういう団体に我々がお預かりしてお出しする事が妥当なのかどうかも判断しかねるということで回答したところが、第三者委員会の委員長のほうから、あたかも議会が第三者委員会が違法と断じているかのような誤った解釈による、また請求書が来たということであり、再度、このようにかみ砕いた形で、当議会としては違法と断じているわけではないんだということで、再度、丁寧な形で第三者委員会に対して御意見をお出しするということは妥当なことだろうと思っています。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。

ほかにどなたか御意見があれば。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 それでは、御意見を出していただきましたが、馬奈木先生の文章を基に作成することで御異議ございませんでしょうか。いかがですか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしということですので、この件につきましては以上で終わります。ありがとうございました。よろしいですか。

それでは、次の議事に入ります。

(2) 番目でございますが、次に、職務に専念する義務免除許可申請書等を提出しない理由の提出についてですが、執行部側は、「本務としているため不要」という回答でございました。

さらに、営利企業等の従事許可申請書の提出を求めていたことに対しましても、「大刀洗マルシェかてては非営利団体のため不要」という回答をしておりますが、このことについて、何か御意見等ございませんでしょうか。もし御意見があればお願ひをいたします。いかがですか。

本件は、前回、馬奈木先生のとこに相談に行ったときに、趣旨といいますか、執行部側が提出しない理由についての根拠、これをはっきりとお伺いする必要があるんじゃないかというふうな御指導はいただいております。なぜですかということなんですねけれども。それ等について、何か併せて御意見があればお願ひしたいんですが、いかがでしょうか。

副委員長、何かありますか、根拠に関して。どうぞ、副委員長。

○白根美穂副委員長 福岡市の準公金等の適正管理の徹底ということで送られている分があるんですけども、そこには、職務専念義務免除許可申請書等はもしかしたら要らないかもしれないんですけども、しかしながら、それを職務として行う場合はやはり規約等でしっかりと定められているんです。やはり「かてて」は規約等がない団体ですので、値しない。だから、結局、職員がやはり準公金団体の職務にあたるに当たっては、きちんとした規約等が必要になってくるということ

になるかと思います。

○古賀世章委員長 そうすると、規約等で謳われているならば、職務に専念する義務免除許可申請というのは要らないということになるんですか。そこはいかがですか。

暫時休憩いたします。

(午前11時0分休憩)

(午前11時4分再開)

○古賀世章委員長 それでは、再開をいたします。

先ほどの「かてて」の本務である根拠の提出等について、御意見等があれば、まずお願ひをいたします。いかがでしょうか。平山委員。

○平山賢治委員 まず1つは、本務であるということであれば、町の直営事業ということを我々は認定できると思うんです。ただ、町長が突然、任意団体と主張し始めた以上は、この際、この任意団体と称する団体の事業を本務として取り扱える根拠をやはり提出していただく必要があると思います。これがないにしても我々判断はできますけれども、ここまで直営としか言いようがない回答が来ている以上は、もう一度、この根拠を改めて提出していただく必要があるのではないかと思います。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。

そのほか、どなたか御意見があればお願ひをいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

○古賀世章委員長 先ほど、平山委員からも御意見がございましたけれども、「かてて」が本務であるということであれば、根拠の提出、この理由を提出を求めるということになろうかと思いますが、御異議ございませんでしょうか。いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。異議なしということで、執行部に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、11月の28日金曜日ですね、11月28日までに提出を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

なお、正当な理由がなく記録の提出をしない場合は、地方自治法第100条第3項の規定により、6ヶ月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えます。

この件につきましては、以上で終わります。

続きまして、次の議事に入りたいと思います。

それでは、3番目の議題でございますが、大刀洗町専門委員馬場伸一氏に関する町との契約書

の資料請求についてでございます。

専門委員の馬場氏についてでございますが、町長主催の住民との意見交換会では、「不正はありません」と断言したことについてなど、本人の発言等に疑義が生じておりますので、町が何の専門委員としてどのような契約で雇っているのか資料の請求をしたいと思っておりますが、このことについて委員の皆様に御意見をお伺いしたいと思います。何か、この点につきまして御意見等があればよろしくお願ひいたします。

今、局長のほうから、馬場伸一さんの履歴というんですか、職歴みたいな資料を配付しておりますので、これもご覧になって、御参考の上、御意見があればお願いをしたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。副委員長。

○白根美穂副委員長 大刀洗町専門委員の設置等に関する規則を令和7年4月1日に町がつくられていますけども、この第10条のところに、この規則に定める者のか、専門委員に関し必要な事項は町長が別に定めるとありますので、もし何か別に定めているものがあれば、そちらも請求をしたいと思います。

○古賀世章委員長 いかがですか。別に定めるということに関しては、今のところ、よく分からぬ部分がありますので、これも別途、同時に請求を行うということで進めたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○古賀世章委員長 そのほか、どなたか、また御意見等あればお願いをいたします。平山委員、どうぞ。

○平山賢治委員 私も、先ほど副委員長がおっしゃったとおり、この専門委員と称する方の町側の契約、どのような権限を持っているのか、どのような報酬なのかについてはやっぱりつまびらかにする必要があると思っています。

というのは、この方が関わって、9月でしたか、町側の主催で住民との懇談会と称するものが行われたときに、この専門委員と称する方が、資料を使って住民の参加者の方に御説明なさったと聞いております。これについては、先日の記者会見でも馬奈木弁護士が詳しくその問題については触れていただいたとおりで、それはいずれ公開すると思いますが。

やはり、我々から見ても、極めて問題のある説明等が散見されます。これは百条委員会と町との関係にとどまらず、住民に対してこのような不誠実な内容の説明を行われたということは、大変これは問題があるし、ただされなくてはならない問題であると思っています。

とりわけ、手元にお使いになった資料があると思うんですけども、ページ数でいいますと——ここは少し一般質問でも触れさせてもらったんですけど、6こま目から10こま目に関して、準公金団体は全国にたくさんあるんだということで町の事業を正当化するような説明がありまし

たが、実際にはこの3つともが多額の横領が発生して、逮捕、懲戒免職といったところまで至った事案もございます。こういったものを、あたかも適切に行われて居るようなことで住民に説明する。

それから、あと12こま目ですと、法令の根拠ということで、食事をするのに根拠法が要るのかといった、そういう論点をずらすような説明。

それから、何より15こま目です。公金不正はありませんと断定しています。ところが、「かくて」に関しては、会計に関する資料一切合財、我々、今、百条委員会がお預かりしておりますので、町側が公金の不正があるかどうかを調査する資料は一切お持ちでないはずです。にもかかわらず、公金不正はありませんと断定する、これを住民にお示しするということが大きな問題があると思うんです。

それから、さらに言いますと、17こま目でして、直しましたと言いますけれども、これについても問題がある。

それから、18こま目です。手数料、この根拠についても、これは妥当なのかということもありますし。

とにかく、こういう、不正はありませんなどと何の根拠もなく断定したり、一方で、法について、根拠を一般的なものと違うような論点を示したりということで行われてる。先日の定例会において、町長は、これはいわゆる町の見解と同一のものと考えるという答弁がありましたので、これは、つまるところ、いわゆる町が契約したのか分からないけど、専門委員の方が町の意向に沿ってこういう説明をしたというふうに答弁では見受けられますので、なぜこのような事実と異なるような説明が町の責任で住民に対して行われるのかというの大きな問題であると。

そうなりますと、この専門委員というのはどういう根拠に基づいて設置されているものか、この人物はどういう根拠に基づいてこういう説明をしたのかというもの重要なポイントになりますので、これについては百条委員会としても看過できない問題として、やはり資料を提出していくだけ必要があるのではないかなと思います。

ひとまず以上です。

○古賀世章委員長　ありがとうございました。

そのほか、どなたか、馬場伸一氏に関する件で御意見等があればお願いをいたします。いかがですか。何かありますか。

ここに、先ほど局長のほうから、馬場伸一氏の経歴みたいなものがA4の用紙で配られておりますが、見る限り、略歴とか実績等については申し分ない人物かなというふうに思われますが、先ほど平山委員から御説明がありましたように、内容的にはいかがなものかというところがちょっと問題としてはあるんじやなかろうかと。特に、我々議員に対してではなくて、町民に対する

こういった誤った情報というんですか、説明と申しますか、こういうのがされたというのがいかがなものかと。これは馬場さんがされたのではなくて、私は町長がされたものというふうに判断してもおかしくはないんじゃないかというふうに思います。

そういう観点で、皆様の御意見等があれば、お願ひをしたいと思います。よろしくお願ひをいたします。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 先日の全員協議会で馬場氏の全国監査協議会の動画を拝聴いたしましたが、その中ではやはり、任意団体は事故が起こりやすいというか、横領が起こりやすいというのがあるから、準公金団体や任意団体は不正がないかどうかしっかり監査もしなきゃいけないというような御指導をされていたかと思うんです。

そのときの説明会のときに出した、実行委員会ですかね、トヨカワシティマラソンとか、いろいろ挙げていたものが住民説明会のときに挙げられていた団体と同じで、そこは不正があったというのを紹介されていたと思うんです。だから不正が起きないようにちゃんとしなきゃいけないというようなことを言ってあって、真逆のことを言ってあるんですよね。

こんなユニークな団体もありますよって、こんな団体もありますよというのを住民の方に説明して、だから「かてて」も大丈夫なんですよというような説明があつていたかと思うんですけども、この前の全国監査協議会の動画の中ではこれとは真逆のこと、ここは横領がありましたという横領事件の例として説明されてあつたことを、大刀洗町の住民に対しては正しいことをしている団体ですみたいなことで説明されてあって、ちょっと住民をばかにしているのかなということがあります。

自分が、こういう団体はいけないんだという説明を全国でおきながら、大刀洗町の住民には正しい団体ですよと真逆のことを説明してあるということは、非常に遺憾であると思います。

監査委員としての職歴がありますので、大刀洗町の監査を指導していただく立場で入ってこられているのかなとは思ったんですけども、まだ監査の指導はされていないようなので、この方がどういうふうに町と契約してどういうふうな専門委員として入ってこられたのか、そこをはっきり示すようなものがやはり必要ではないかな。何を根拠に、この人が「かてて」のことを調べたりして不正がないというようなことを言える立場にあるのか、そういうのをしっかり示せる契約書類が欲しいかなと思います。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。確かに、町が何の専門委員としてどのような契約で雇っているかと、そういった資料はやはり必要ではないかというふうに私も感じました。

そのほか、皆さん、何か御意見等があればお願いをいたします。よろしいですか。平山委員、お願いします。

○平山賢治委員 やっぱり百条委員としても見過ごせませんし、百条調査の妨害と思われても仕方

がないのだろうと思います。

我々が何か月もかけて会計資料をめくって、もうめくるたびにいろんな疑惑が出てきて、追加で資料をお願いしている、1年かけて。それにもかかわらず、その資料を一切見てもいない、お持ちでもない方が、町の意見として住民に対して不正はないと断定すると。それが仮に町長、副町長とか総務課長であるならともかく、専門委員という方が断言して、百条の調査の進め方にまで及ぶ説明をしたと、一体、何を基に調査して、何の権限でこんな断定をしたのかということです。

だから、我々に提出されていない何か書類がもしかするとあるのかもしれませんけども、そうであれば、やっぱりそういう、いわゆる正当な理由なく要求された資料を出さないというのであれば、またこれも非法な行為に当たりますから、考えないといけないと思います。

先ほど副委員長もおっしゃったように、もともと監査の部門に長くいた方であれば、今回の「かてて」の経理の問題、それからやっぱり監査委員がどのような監査をしなくてはいけないかなど、その観点から厳しく町を戒める立場の方だと思うんです。

この前の馬場氏という方が研修会でお話になっていた内容を見ても、まさにその立場で我々はやっているんですよね。それにもかかわらず、そうした不正があった資料を使って全く180度違う発言を町の意見として、本当に不誠実な状態だと言わざるを得ませんので、なぜこういうことが起きているのかということは明らかにしていく必要があるのではないかと思います。

それから、百条委員会のほうから頼んでいる税理士さんからも、売上げについてはもう数字が合わないと。とても自治体職員が行う経理とは思えないはずそんな会計だという報告を頂いていますし、我々のような専門家でない者が帳簿をめくっていても、もうとにかくことごとく合わない、何が幾ら行方不明になっているか分からないというような状況で、大変、我々も困惑しています。

だから、こうした点も含めて、町の言うことが、整合性が取れていないという面についてはやっぱりただしていく必要があるんじゃないかなと思います。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。

そのほか、どなたかあれば。よろしいですか。

(なし)

○古賀世章委員長 それでは、馬場氏が何の目的でどのような契約となっているか、まずは契約書の写しの請求をしようと考えております。

それで、まずは契約書の写しの請求プラス、先ほどの副委員長の御意見の中で町長が別に定めるというような条項があったように思いますけれども、別に定めるということがこの時点ではよく分かりませんので、この町長が別に定めるという第10条の規則、これも併せて求めたいという

ふうに考えますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○古賀世章委員長 それでは、馬場氏が何の目的でどのような契約となっているか、その契約書と、先ほど町長が別途定めるところ、この写しの請求、これをしたいというふうに思います。

それでは、お諮りいたします。ただいま申し上げた文書につきまして、執行部に対しまして、地方自治法第100条第1項に基づき11月の28日までに提出を求めるといつも思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。異議なしと認めまして、そのように決定をいたしました。

なお、正当な理由がなく記録の提出をしない場合は、地方自治法第100条第3項の規定により、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えます。

この件につきましては、以上で終わります。

続きまして、4番目の遠山貿易との契約書等の資料請求についてでございます。

(発言の声あり)

○古賀世章委員長 暫時休憩します。

(午前11時29分休憩)

(午前11時33分再開)

○古賀世章委員長 それでは議事を再開いたします。

最初から読みますと、大刀洗マルシェかてての事業の調査をしておりますが、インボイス番号を使用して業者への請求書を送っている書類の中に、遠山貿易株式会社がございますが、契約書がないということで委員の中から提出を求めるといつも御意見がございました。

このことについて、皆様方、委員より御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 インボイスを利用しているとか、遠山貿易さんだけではなくて、にしてつストアさんも入っているので、よかつたら、にしてつストアさんとの契約書も求めたいと思います。どちらともれっきとした企業でありますので、ちゃんとした契約を結んでいるはずだとは思うんですね。そういうような資料が、提出された書類の中には見受けられませんので。

○古賀世章委員長 分かりました。

○白根美穂副委員長 提出を求めるといつも思います。

○古賀世章委員長 はい、ありがとうございます。

そのほか、どなたか御意見があれば。よろしいですか。

(なし)

○古賀世章委員長 本件は調査に必要ということで、記録の提出を求めたいと思います。1つが遠山貿易、2つ目が、にしてつストアということで、進めたいと思います。

それでは、お諮りいたします。ただいま申し上げた文書につきまして、執行部に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、11月28日までに提出を求めるべきだと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。よろしくお願ひします。いかがですか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

なお、正当な理由がなく記録の提出をしない場合は、地方自治法第100条第3項の規定により、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えます。

この件につきましては、以上で終わります。

それでは、次の議事に入ります。

5番目でございますが、みいユニホームとの資料等の請求についてでございます。

次に、大刀洗マルシェかてての調査をするに当たり、職員への販売事業をしているようでございますが、担当委員より、必要な資料が足りないとのことござります。このことについて、担当委員から説明をしていただきます。じゃあ、説明をお願いします。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 かてての通帳を拝見したところ、ある年から突然、みいユニホームさんとのやり取りが始まっているんですよね。でも、みいユニホームさんのユニホームの取扱事業は、多分、その前からずっとあってははずだと思うんです。多分、長いんだと思うんです。

それで、出してもらった資料の中には、令和6年の分には、みいユニホームさんの請求書はあるんですけども、その前、令和5年度前は、全くそういうものがないんです。そして、なのに、収支報告の中には、みいユニホームさんの売上げが、かてての収支報告の中に入っているんです。

そうすると、みいユニホームさんが、かてての一員になっているってことであれば、かててのメンバーと同じように20%の手数料をみいユニホームさんから頂くことになるかと思うんですけども、その形跡は令和6年度、ないんです。請求書どおりに地域振興課がお支払いしている。それを、かてての通帳から払っているんです。

なので、そこがどうなっているのか。その、みいユニホームさんとの契約、かててとしての契約をしているのか、どういう契約をしているのかが、ちょっと見えないということですね。

それと、あと、みいユニホームさんからは手数料を取っていない。取っていないけど、みいユニホームさんに支払うときに手数料が発生しているんです。振込手数料が発生している。振り込むから。みいユニホームさんに支払うときに、かてての通帳からみいユニホームさんに支払っているから手数料が発生しているんです、振込手数料が。そのお金は、今まで、かてての方から取

っていた手数料の中から出ているようになるんですよね。

○古賀世章委員長 どうぞ、實藤委員。

○實藤量徳委員 普通ですと、請求したほうが手数料は負担になるように思いますが。

○白根美穂副委員長 通帳の中だと、支払いのところで手数料で振込手数料が上がっているんですね、通帳を見ると。だから、こっちが払っている、振込手数料として銀行に払っているっていうやり取りになっているんです。

でも、みいユニホームさんからは、かてての出品者と同じように、ユニホームなので20%、多分20%だと思うんですけど、その分は取っていない。手数料を取っていないような感じなんですね、今、調べたところは。みいユニホームさんから来た請求書どおりの金額を振り込んでいる。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 個人の出品者に支払う場合は、手数料はどういうふうになっているんですかね。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 ですので、そういう振込手数料とかラッピング代がかかるから、手数料を10%、20%くださいってことで、一般の出品者の方たちとは取決めをしているはずなんですね。でも、みいユニホームさんは、見た感じではそういう取決めをしている——みいユニホームさんはかてての名簿一覧には入っていないし、手数料を取った形跡がないんですね。なので、ほかの一般の方たちが出た手数料でたまつていったお金の中から、みいユニホームさんの支払いのときに、その手数料を使っているっていうような形になっているんです。

それで、疑問に思うのは、もともと地域振興課が窓口になってポロシャツ販売をしていたんだと思います。ずっと、結構な前から。ですけど、なぜか最近になって、かてての通帳の中でのお金のやり取りがあっている。それで、収支内訳表にも売上げとして、みいユニホームさんの売上げとして上がってきているんです。かてての売上げとして上がってきているので。そこが、かてての出品者名簿にも、みいユニホームさんが上がってないから、どのような取決めで、かててとして入っているのかが、ちょっと分からぬ。それで、かててが移動販売するときにユニホームって売っていたかなと。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 私の記憶では、みいユニホームは、それには売っていなかったと思います。移動販売のときにも見たことはないです。

○白根美穂副委員長 そうですよね。だから、ポロシャツをかててさんが役場とかいろんなところで販売されているときに、みいユニホームさんのポロシャツが展示されて売っているっていうのが、ちょっと記憶にないんですよ。多分、職員向けとか一般の方とか、そうなんだとは思うんですけども。代行っていうか、みいユニホームさんがじやなくて、窓口が地域振興課で受けて、そ

れを、みいユニホームさんに発注してっていう、多分、地域振興課が窓口で今までやってきたことじやないのかなと思うんですよね。だから、かてての事業じゃなかったんじやないかと思うんです。それが、あるときから、通帳で、みいユニホームさんとのやり取りがあって、かてての収支報告書の中に、みいユニホームさんっていうのが出てくるので、そこがどういうふうになつているのか知りたいので、みいユニホームさんの契約とか、令和5年度以前の請求書だったりを出してもらいたい。かててが何枚売っているとか、そういうところもないで。みいユニホームで、ぼんって出てくるだけなんです。令和6年度は、何着売ったというその明細があつて、みいユニホームさんの請求書があつて、それに対して振り込みましたっていう書類が令和6年度にはあるんですけど、それ以前は全くないんです。令和6年は、前に尋問したときに、係長が一式、収支を作つたって言われたじゃないですか。それにはあるんですよ、細かく。でも、それ以前はない。全くないので。請求書もないし、どれだけ納品したのか、どれだけ売ったのか、何枚売ったのか。みいユニホームさんも、ポロシャツだったり、ブルゾンだったり、もう1つ何かあった、何か3種類ぐらいあるんですよね。何かいろいろな種類があつて、そこそこで金額が違うんです。だから、一括で金額をぼんって上げてあるけど、それが、何が何枚売れて、その内訳も分からぬので。内訳表もあるかと思うんです。なので、そこら辺も一式、出していただきたいなとは思っています。

(発言の声あり)

○古賀世章委員長 分かりました。いろいろ御意見がございましたけれども、よろしいですか。それでは、本件は調査に必要ということで、令和5年以前の職員への販売価格と、みいユニホームからの請求価格が分かる契約書、内訳表など、書類の全ての提出を求めたいというふうに思います。どうぞ。

○白根美穂副委員長 それと追加で、職員とか一般の方にそれを売るときの売値の金額が分かるものを。販売価格が分かる書類も提出を求めたいと思います。

○古賀世章委員長 分かりました。追加しまして、先ほどの契約書と、あるいは内訳など、そして、さらには売上げ、いわゆる販売価格等が分かる書類一式を、執行部に対して提出を求めたいというふうに考えます。

では、お諮りいたします。ただいま申し上げた文書につきまして、執行部に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、11月28日までに提出を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

なお、正当な理由がなく記録の提出をしない場合は、地方自治法第100条第3項の規定により、

6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えます。

この件につきましては、以上で終わります。

それでは、次の議題に入ります。6番目、その他でございます。

次に、6番目のその他について何かございませんでしょうか。御意見があればお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

それでは、ないようですので、以上で本日の調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

(午前11時51分閉会)